

私学共済制度の沿革

令和元年度

○資格関係

- ・ 電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）で報告できる書類の追加
「賞与等支給報告書」「標準報酬基礎届書」に加え「資格取得報告書」「標準報酬月額改定届書」（通常分のみ）についても5月より受付可能となりました。
なお、これに合わせて「資格取得報告書」に添付いただいていた「基礎年金番号が確認できる書類」の添付が不要となりました。
- ・ 来所による加入者証等再交付の取り扱い終了
プリンター等の入れ替えに伴い、広報相談センター相談室並びに各ガーデンパレス共済業務課での即時交付は11月末日をもって終了しました。

○掛金関係

- ・ 短期給付分掛金率の改定
将来推計に基づき4月から0.337ポイント引き上げ、8.569%に改定しました。
- ・ 介護分掛金率改定
厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、4月から0.168ポイント引き上げ、1.592%に改定しました。
- ・ 加入者保険料率（軽減保険料率）の改定
共済規程第26条に基づき9月から0.354ポイント引き上げ、14.973%に改定しました。
- ・ 退職等年金給付掛金率の改定
1.50%に据え置きとなりました。
- ・ 子ども・子育て拠出金率の改定
4月から0.05ポイント引き上げ、0.34%に改定しました。また、定時決定による納付対象基準額は181万円（前年は180万円）となりました。

○年金等給付関係

- ・ 年金額の改定
前年度から基本的にプラス0.1%を基準に改定されました。
- ・ 年金等給付事業のマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始
情報照会が4月15日から試行運用、7月1日から本格運用が開始されました。情報提

供は6月17日より試行運用を経て10月30日より本格運用が開始されました。

- ・ 社会保障協定国の追加
社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的としたスロバキアとの社会保障協定について、9月1日に発効されました。また、公的年金制度への二重加入防止を目的とした中華人民共和国との社会保障協定についても、9月1日に発効されました。
- ・ 在職支給停止基準額の改定
私学在職中を含む厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額を計算する際の基準となる支給停止調整変更額等が、46万円から47万円に改定されました。
- ・ 退職等年金給付の基準利率及び年金現価率の改定
基礎となる直近1年間の国債の利回りが0.06%であることを踏まえ、0.06%に据え置きとなりました。また、これに伴い、10月から年金現価率のうち終身年金現価率が変更されました。

○福祉事業関係

- ・ 「ヘルスケアポイント」登録先のリニューアル
新システム「QUPIO Plus (クピオ プラス)」に移行しました。
- ・ 人間ドック利用費用補助事業の見直し
他団体における補助基準などを参考に2年度に1回に補助回数の見直しを行いました。
- ・ 私立学校教職員共済制度貸付規則の一部改正
貸付利率の下限の引き下げ等を行い、11月1日より適用となりました。
- ・ 貸付利率の引き下げ
「一般貸付」「教育貸付」「結婚貸付」「住宅貸付」「医療・介護貸付」に係る貸付金の利率については、預託金利率が年1.00%以下は年1.26%、預託金利率が年1.00%を超え年1.50%以下は年1.76%になりました。また、「災害貸付」の貸付金の利率については、預託金利率が年1.00%以下は年1.00%、預託金利率が年1.00%を超え年1.50%以下は年1.50%になりました。合わせて貸付利率変更月を年4回(5月、8月、11月、2月)に固定しました。
- ・ 医療貸付対象の拡大、貸付け限度額の引き上げ
「医療貸付」については貸付対象の範囲を拡大し「医療・介護貸付」へ名称を変更し、貸付上限額は200万円に引き上げました。
- ・ 加入者貸付ガイドの発行
令和元年11月改訂版を発行し、9月に学校法人等へ送付しました。

○災害関係

- ・ 福島原発事故により被災した加入者等にかかる一部負担金等免除措置の延長
令和3年2月28日まで延長しました。
- ・ 平成30年7月豪雨により被災された加入者に対する一部負担金免除の延長
岡山県新見市については3月31日まで、岡山県倉敷市、総社市、里庄町並びに広島県坂町については令和2年6月30日まで延長しました。
- ・ 令和元年台風19号により被災された加入者等への対応
12月7～8日及び14～15日の日程で、職員が被災地（福島県・長野県、3会場）へ赴き、災害見舞金及び特例災害貸付等にかかる現地受付・審査を実施し、約4,570万円の給付決定を行ないました。また、被災された加入者等への対応として、一部負担金免除について令和2年9月30日受診分まで延長しました。

○その他

- ・ 旧用紙の取扱い終了
元号を改める政令により、元号が令和となったことにより5月より順次届出用紙が変更になりました。なお、旧用紙での取扱いについては年内にて終了しました。

令和2年度

○資格関係

- ・ 被扶養者認定要件の追加
4月1日から、被扶養者認定に国内居住要件が追加されました。これにより、被扶養者となる人が国内に居住していることを確認するため、「被扶養者認定申請書」には被扶養者となる人のマイナンバーと住所の記入が必要となりました。
- ・ 年金等給付に係る標準報酬月額の上限の引き上げ
9月1日より、年金等給付（厚生年金及び退職等年金給付）にかかる標準報酬月額について、現在の最高等級（第31級：62万円）の上に、新たな等級（第32級：65万円）が追加され、上限が引き上げられました。
- ・ 加入者証等への枝番表示
オンライン資格確認のため、個人単位で資格情報等のデータを識別するために、一人ひとりに2桁番号＝枝番を追加し、3月交付分から加入者証、加入者被扶養者証等に記載しています。

○掛金関係

- ・ 短期給付分掛金率の改定

8.569%に据え置きとなりました。

- ・ 介護分掛金率の改定
厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、4月から0.167ポイント引き上げ、1.759%に改定しました。
- ・ 加入者保険料率（軽減保険料率）の改定
共済規程第26条に基づき9月から0.354ポイント引き上げ、15.327%に改定しました。
- ・ 退職等年金給付掛金率の改定
1.50%に据え置きとなりました。また、9月分掛金からは実行上1.20%で掛金を算定し、掛金負担の軽減を図ることとしました。なお、差となる0.3%は独自財源（経過的長期給付積立金）からの繰入金で賄うこととしました。
- ・ 子ども・子育て拠出金率の改定
4月から0.02ポイント引き上げ、0.36%に改定しました。

○年金等給付関係

- ・ 年金額の改定
前年度から基本的にプラス0.2%を基準に改定されました。
- ・ 退職等年金給付の基準利率及び年金現価率の改定
基礎となる国債の利回りがマイナス0.1031%であったことを踏まえ、退職等年金給付の基準利率が10月からこれまでの年0.06%から0%に見直されました。また、これに伴い年金現価率も変更されました。

○福祉事業関係

- ・ 私立学校教職員共済制度貸付規則の一部改正
大規模な災害により被災した加入者にかかる特例措置等について、加入者及び学校法人等に対してより迅速に案内を行うため、特例災害貸付等の要件に「特定非常災害による被災」を加えました。
- ・ 共済定期保険制度の見直し
3年度から退職や任意継続の脱退等による資格喪失日以降も最長70歳まで継続加入できるようになりました。

○災害関係

- ・ 福島原発事故により被災した加入者等にかかる一部負担金等免除措置延長
令和4年2月28日まで延長することとしました。
- ・ 令和2年7月豪雨により被災された加入者等への対応

一部負担金について令和3年12月31日まで免除することとしました。

○その他

- ・ 押印の見直し

内閣府において11月13日に「押印を求める行政手続の見直し方針」が公表されました。これに伴い、押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第44号）が12月28日に公布され、その中で私立学校教職員共済法施行規則の一部が改正されました（改正の施行年月日 令和3年1月1日）。この省令改正を契機として私学事業団の共済業務における事務手続きについて、押印の見直しを行ないました。

令和3年度

○資格関係

- ・ 夫婦共同扶養の場合における被扶養者認定の取扱い変更

厚生労働省の「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について（通知）」に基づき、8月1日から収入逆転等による扶養替えの場合や産休・育休取得による一時的な収入の逆転の場合について取り扱いが一部変更になりました。

- ・ オンライン資格確認の本格運用開始

10月20日から本格運用が開始されました。これにより、マイナポータル等で健康保険証利用の申し込みを行い、利用登録したマイナンバーカードを医療機関や薬局に設置しているカードリーダーに提示することで、健康保険証として利用できるようになりました。

○短期給付（医療）関係

- ・ 出産費及び家族出産費にかかる本人支給分の変更

1月から支給総額42万円を維持したまま、産科医療補償制度の引き下げに伴い、本人支給分が4,000円引き上げとなりました。

○掛金関係

- ・ 短期給付掛金率の改定

8.569%に据え置きとなりました。

- ・ 介護分掛金率の改定

厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、4月から0.047ポイント引き上げ、1.806%に改定しました。

- ・ 加入者保険料率（軽減保険料率）の改定
共済規程第26条に基づき9月から0.354ポイント引き上げ、15.681%に改定しました。
- ・ 退職等年金給付掛金率の改定
1.50%に据え置きとなりました。しかし、引き続き実行上1.20%で掛金を算定し、掛金負担の軽減を図ることとしました。
- ・ 子ども・子育て拠出金率の改定
0.36%に据え置きとなりました。

○年金等給付関係

- ・ 年金額の改定
前年度から基本的にマイナス0.1%を基準に改定されました。
- ・ 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金制度の支給上限年数の引き上げ
4月から支給上限年数が3年から5年に引き上げられました。
- ・ 退職等年金給付の基準利率及び年金原価率の改定
基礎となる直近1年間の国債の利回りが0.0353%であることを踏まえ、退職等年金給付の基準利率を0.00%に据え置きました。また、これに伴い、10月から年金現価率のうち終身年金現価率を改定しました。
- ・ 社会保障協定国の追加
社会保障制度への二重加入防止と年金加入期間の通算を目的としたフィンランドとの社会保障協定について、2月1日に発効されました。

○福祉事業関係

- ・ 人間ドック利用費用補助上限額の改定
4月1日以降の受診分から補助回数及び補助上限額を改正し、これまでの2年度に1回、25,000円の補助から年度内1回、20,000円の補助に見直しました。
- ・ 保健事業における健診情報等の活用促進
40歳未満の人の健診情報等の活用促進について、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」によって、1月1日から医療保険者が事業主から健康診断情報の提供を受けることが可能になりました。医療保険者は、これにより健診情報等を保健事業の取り組みに活用できるようになりました。

○災害関係

- ・ 福島原発事故により被災した加入者等にかかる一部負担金等免除措置
令和5年2月28日まで延長されました。

○その他

- ・ 加入者向広報「共済だより レター」の刊行縮小
5月から刊行を縮小し、デジタル冊子を私学共済ホームページ内の加入者用ページに掲載しました。

令和4年度

○資格関係

- ・ 社会保障協定国の追加
日本とスウェーデンの社会保障協定が6月1日に発効されました。
- ・ 短期給付等事務に係る標準報酬月額表の下限改正
10月から現行の1等級(88,000円)の下に、3等級が追加されました。このことにより、短期給付等事務にかかる等級と、今回改正のない年金等給付(加入者保険料及び退職等年金給付掛金)にかかる等級にずれが生じることとなりました。
- ・ 加入者資格要件の改正
10月から2ヶ月以内の期限を定めて使用される人であっても、その定められた期間を超えて使用される見込みがある場合には、最初の雇用期間を含めその使用される期間の当初から私学共済制度の加入者となります。また、雇用期間が継続して1年以上見込まれること、の要件が削除されました。
- ・ 適用拡大に係る学校法人等の規模要件改正
10月から、「500人を超える」とされている学校法人等の規模要件を「100人を超える」に改正しました。
- ・ 被扶養者認定申請書にかかる添付書類の一部省略
5年1月からマイナンバーによる他機関との情報連携を利用した確認事務を実施することにより、一部省略可能となりました。

○掛金関係

- ・ 短期給付分掛金率の改定
8.569%に据え置きとなりました。
- ・ 介護分掛金率の改定
厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、4月から0.044ポイント引き下げ、1.762%に改定しました。
- ・ 退職等年金給付掛金率の改定
1.50%に据え置きとなりました。しかし、引き続き実行上1.20%で掛金を算定し、掛

金負担の軽減を図ることとしました。

- ・ 子ども・子育て拠出金率の改定
0.36%に据え置きとなりました
- ・ 加入者保険料率（軽減保険料率）の改定
共済規程第26条に基づき9月から0.354ポイント引き上げ、16.035%に改定しました。
- ・ 育児休業中の掛金等免除要件の改正
10月から報酬等にかかる掛金等は同月内に開始日と終了日のある育児休業等を取得した場合、2週間以上の期間があれば、その月の報酬に係る掛金等が免除対象となりました。また、賞与等にかかる掛金等は育児休業期間が1ヶ月を超える場合のみ免除対象となりました。

○年金等給付関係

- ・ 年金額の改定
前年度から基本的にマイナス0.4%を基準に改定されました。
- ・ 老齢厚生年金及び退職年金（退職等年金給付）の繰上げ受給
昭和27年4月2日以後に生まれた人の上限年齢が現行の70歳から75歳に引き上げられました。
- ・ 60歳から64歳の在職支給停止基準額の改定
28万円から47万円に緩和されました。
- ・ 加給年金額支給停止要件の改正
年金の算定期間が20年以上である老齢・退職を事由とする年金（算定期間が20年未満であっても、加入期間を合算する要件に該当し20年以上となる場合や、特例により20年とみなされる場合を含みます。）の受給権を有している場合、支給の有無のかわらず、加給年金額は支給停止されることとなりました。
- ・ 脱退一時金制度の創設
退職等年金給付についても脱退一時金制度が創設されました。
- ・ 繰上げ受給の減額率の変更
4月1日以降に60歳に到達する人（昭和37年4月2日以後生まれ）を対象として、繰上げ受給の減額率が現行の1ヶ月当たり0.5%から0.4%に引き下げられました。
- ・ 社会保障協定国の追加
日本とスウェーデンの社会保障協定が6月1日に発効されました。
- ・ 在職定時改定の導入
毎年基準日（9月1日）時点で被保険者である年金受給権者の老齢厚生年金の年金額

は、在職中であっても、毎年10月に改定を行なうこととなりました。

- ・ 退職等年金給付の基準利率及び年金現価率の改定

退職等年金給付の基準利率については、基礎となる直近1年間の国債の利回りが0.0284%であることを踏まえ、これまでの0%から0.02%に見直しました。また、これに伴い、年金現価率を改定しました。

○福祉事業関係

- ・ 積立貯金の利率引き下げ

10月1日を変更日として年利を0.25%から0.15%に引き下げました。

○その他

- ・ 公金受取口座登録制度の運用開始

任意継続加入者及び年金受給者において、公金受取口座の登録制度の試行運用を開始しました。

- ・ 私学共済ホームページのリニューアル

これまでの事業別の案内に加え、ユーザー名、パスワードの入力が必要だったログインページを廃止して、新たに事務担当者・加入者・年金受給者を対象とした利用者別ページを設置しました。

令和5年度

○資格関係

- ・ 医療機関等の受診時におけるマイナンバーカード利用推奨

医療機関等の受診時におけるマイナンバーカード利用推奨を広報誌等で周知しました。

○掛金等関係

- ・ 短期給付分掛金率の改定

8.569%に据え置きとなりました。

- ・ 介護分掛金率の改定

厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、4月から0.085ポイント引き下げ、1.677%に改定しました。

- ・ 退職等年金給付掛金率の改定

1.50%に据え置きとなりました。しかし、引き続き実行上1.20%で掛金を算定し、掛

金負担の軽減を図ることとしました。

- ・ 子ども・子育て拠出金率の改定
0.36%に据え置きとなりました。
- ・ 加入者保険料率（軽減保険料率）の改定
共済規程第26条に基づき9月から0.354ポイント引き上げ、16.389%に改定しました。

○短期給付関係

- ・ 出産費及び家族出産費の支給額の変更

出産費及び家族出産費の支給額が産科医療補償制度対象分娩は42万円から50万円に、産科医療補償制度対象外分娩は40万8千円から48万8千円に引き上げられました。

- ・ 高齢受給者証等の性別記載欄の廃止

「高齢受給者証」「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」について、性別記載欄がなくなりました。

○年金等給付関係

- ・ 年金額の改定

前年度から基本的にプラス2.2%（67歳以下の人）又は1.9%（68歳以上の人）を基準に改定されました。

- ・ 特例的な繰下げみなし増額の導入

年金の受給権発生日から5年経過後に、繰下げ受給の申出を行わず年金を遡って受け取ることを選択した場合、「年金請求日の5年前の日に繰下げ受給の申出」があったものとみなして、増額された年金額を受け取ることができる制度が始まりました。

- ・ 在職中の支給停止の基準額の変更

支給停止調整額が47万円から48万円に改定されました。

- ・ 退職等年金給付の基準利率及び年金現価率の改定

退職等年金給付の基準利率については、基礎となる直近 1 年間の国債の利回りが 0.0756%であることを踏まえ、これまでの 0.02%から 0.07%に見直しました。また、これに伴い、年金現価率を改定しました。

○福祉事業関係

- ・ 貸付規則の一部改正及び特殊住宅貸付規則の廃止（6 月）

7 月 1 日以降の被災分から、「災害貸付」を激甚災害時に適用となる「特例災害貸付」と統合し、固定金利・優遇金利へ変更する等の災害時の取り扱いを改正しました。また、6 月 30 日をもって職員住宅建設のための特殊住宅貸付制度を廃止しました。

- ・ 私学事業団総合運動場の利用停止（3 月）

地元自治体である葛飾区と売買契約を締結し総合運動場の土地、建物を葛飾区に譲渡することとなりました。そのため、3 月 1 日から総合運動場の利用を停止しました。

- ・ 第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画の策定（3 月）

令和 6 年度から 11 年度までの 6 年間を期間とした第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画を策定しました。

○その他

- ・ 令和 6 年能登半島地震にかかる対応

6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震に際して、資格関係（各種異動報告書及び届出書等の提出期限延長等）・短期給付関係（災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給等）・掛金等関係（掛金等納付期限の延長等）・年金関係（書類の紛失、未着等の場合の個別相談等）・保健関係（災害見舞品として現金 3 万円支給）・宿泊施設関係（被災した加入者等の宿泊施設への受入れ）・貯金関係（緊急払戻等）・貸付関係（災害貸付、特例住宅貸付の実施等）にかかる対応を図りました。

- ・ マイナンバー情報連携における戸籍謄（抄）本の添付省略（試行運用）の開始（3 月）

3 月以降、戸籍に関する情報について、マイナンバーによる他機関との情報連携を利用した確認事務の試行運用を開始しました。

令和6年度

○資格関係

- ・ 新規資格取得報告書等の提出期限短縮
「資格取得報告書」、「被扶養者認定申請書」、「学校法人等異動報告書」、「特定学校法人等該当届書」及び「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届書」、「資格喪失報告書」、「被扶養者取消申請書」について、事由が生じてから10日以内とされていた提出期限が5日以内に短縮されました。
- ・ 加入者証・加入者被扶養者証（健康保険証）の廃止
12月1日をもって交付を終了し、12月2日以降は「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付することとなりました。また、廃止に伴い資格取得報告書等の一部の様式用紙が変更となりました。
- ・ 特定学校法人等の規模要件改正
短時間労働加入者の健康保険・厚生年金保険の適用拡大により、10月1日から特定学校法人等となる学校法人等の規模要件が「100人を超える」から「50人を超える」に引き下げられました。

○掛金等関係

- ・ 短期給付分掛金率の改定
医療給付費及び高齢者医療制度への支援金等の増加に加え、4月の制度改正により前期高齢者納付金の調整に「報酬水準に応じた調整」のしくみが一部導入されたことから、財政が均衡するよう0.202ポイント引き上げ、8.771%に改定しました。
- ・ 介護分掛金率の改定
急激な高齢化の進行に伴い、国全体の介護費用が増加していることにより、当事業団が負担すべき介護納付金が増加したため、0.015ポイント引き上げ、1.692%に改定しました。
- ・ 退職等年金給付掛金率の改定
1.50%に据え置きとなりました。しかし、引き続き実行上1.20%で掛金を算定し、掛金負担の軽減を図ることとしました。

- ・ 加入者保険料率（軽減保険料率）の改定
共済規程第 26 条に基づき 9 月から 0.354 ポイント引き上げ、16.743%に改定しました。

○年金等給付関係

- ・ 社会保障協定国の追加
社会保障制度への二重加入防止を目的としたイタリアとの社会保障協定について、4 月 1 日に発効されました。
- ・ 年金額の改定
前年度からプラス 2.7%を基準に改定されました。
- ・ 在職中の支給停止の基準額の変更
支給停止調整額が 48 万円から 50 万円に改定されました。
- ・ 退職等年金給付の基準利率及び年金現価率の改定
退職等年金給付の基準利率については、基礎となる直近 1 年間の国債の利回りが 0.1868%であることを踏まえ、これまでの 0.07%から 0.18%に見直されましたが、令和 5 年度財政再計算結果を踏まえた余剰の処理として 0.01%の加算率を加え、0.19%に設定しました。また、これに伴い、年金現価率を改定しました。
- ・ 公的年金等からの所得税の定額減税の実施
6 月から年金受給者本人 3 万円、同一生計配偶者及び扶養親族 1 人につき 3 万円の合計額を控除税額とし、所得税額を限度として控除を実施しました。
- ・ 氏名変更時の取り扱いの変更
年金受給権者の氏名変更が住民基本台帳ネットワークの情報により確認できた場合、一定期間経過後に、私学事業団の年金記録上の氏名及び年金振込先の口座名義を住民基本台帳ネットワークの氏名に合わせて変更することとなりました。

○福祉事業関係

- ・ 健康情報ポータルサイトの変更
QUPiO Plus から PeP Up へ変更しました。また、変更に伴い登録に必要な確認用

コード案内はがきを加入者等の個人宛に送付しました。

- ・ 受診券等の個別送付

被扶養者が特定健康診査を受診するために必要な受診券、学校法人等より提出された健康診断結果に基づく特定保健指導利用券含む情報提供通知の送付先を学校法人等から加入者等の自宅宛てに変更しました。

- ・ 宿泊施設等利用時の本人確認方法の変更

加入者証・加入者被扶養者証の廃止に伴い、本人確認時の提示書類を変更しました。

○その他

- ・ マイナンバー情報連携における戸籍謄（抄）本の添付省略（本格運用）の開始

被扶養者の認定申請、埋葬料の請求、任意継続掛金の還付請求等については8月に、養育特例の申し出、年金、一時金及び未支給年金の請求等については11月に本格運用を開始しました。

- ・ アセットオーナー・プリンシプルの受け入れ

アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に賛同し、受け入れることを表明しました。

- ・ 責任投資原則の署名機関

年金資産の運用について7月30日に責任投資原則（Principles for Responsible Investment）の署名機関となりました。